

物流の適正化・生産性向上に向けた集送乳に係る自主行動計画

制定日 令和6年3月7日

施行日 令和6年4月1日

東北生乳販売農業協同組合連合会

法令を遵守し、効率的な物流を実現するためには、発荷主事業者（本会）、物流事業者（運送・倉庫等）、着荷主事業者（乳業者）が連携・協働して、現状の改善を図るための取組みを実施することが重要である。本会は、次に掲げる諸事項に取り組むことを通じて、物流の適正化・生産性向上を図るものとする。

1. 物流業務の効率化・合理化に関する取組み事項

(1) 実施が必要な事項

ア. 荷待ち時間・荷役作業等にかかる時間の把握

荷主事業者は、出荷・入荷に係る荷待ち時間及び荷役作業等（荷積み・荷卸し・附帯業務）にかかる時間を把握する。

イ. 荷待ち・荷役作業等時間の短縮

荷主事業者は、物流事業者に対し、長時間の荷待ちをさせないよう努めるとともに運送契約にない運転等以外の荷役作業をさせないよう努める。

荷主事業者は、荷待ち、荷役作業等にかかる時間について、更なる時間短縮に努める。

また、荷主事業者は、物流事業者が貨物自動車運送事業法等の関係法令及び法令に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう、必要な配慮をしなければならない。

ウ. 物流管理統括者の選定

荷主事業者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組を事業者内において総合的に実施するため、物流業務の実施を統括管理する者（役員等）を選任する。物流管理統括者は、物流の適正化・生産性向上に向けた取組の責任者として、他部門との調整等を行う。

エ. 物流の改善提案と協力

発荷主事業者・着荷主事業者の生乳取引契約において物流に過度な負担をかけているものがないか検討し、改善する。また、取引先や物流事業者から、荷待ち時間や手荷役の削減、附帯業務の合理化等について要

請があった場合は、真摯に協議に応じるとともに、自らも積極的に提案する。

オ. 運送を考慮した出荷時刻および納品時刻の設定

トラック運転者が輸配送先まで適切に休憩・休息をとりつつ運行することが可能なスケジュールが組めるよう、物流事業者と出荷予定時刻・納品予定時刻の設定について、必要に応じ協議する。

(2) 実施が推奨される事項

ア. 検品の効率化・検品水準の適正化

検品方法や返品条件等の検品の効率化・検品の適正化を推進し、返品に伴う輸送や検品に伴う拘束時間を削減する。

イ. 集送乳の合理化

トラック輸送の輸送距離を短縮し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、一元的な集送乳の構築に取り組む他、長距離輸送におけるモーダルシフト及び中継輸送の活用について物流事業者と協議する。

また、車両の積載率を向上し、トラック運転者の拘束時間を削減するため、集送乳車両の大型化推進について物流事業者と協議する。

ウ. 出荷情報等の事前提供

生乳を輸送する場合に、物流事業者の準備期間を確保するため、配乳計画の早期提供に努める。

エ. 混雑時を避けた出荷および納品

道路が渋滞する時間や混雑時間を避けるため、出荷時間及び納品時間の分散に努める。

2. 運送契約の適正化に関する取り組み事項

(1) 実施が必要な事項

ア. 運送契約の書面化

運送契約は書面又はメール等の電磁的方法を原則とする。

イ. 荷役作業等に係る対価

荷主事業者は、運転者が行う荷役作業等の料金を支払う者を明確化し、物流事業者に対し、当該荷役作業等について、物流事業者と協議のうえ、合意した料金を対価として支払う。

ウ. 運賃と料金の別建て契約

運送契約を締結する場合には、協議のうえ運送の対価である「運賃」と運送以外の荷役等の対価である「料金」を別建てで契約することを原則とする。

エ. 燃料サーチャージの導入・燃料費の上昇分の価格への反映

物流事業者から燃料サーチャージの導入について相談があった場合及び燃料費等の上昇分や高速道路料金等を運賃・料金に反映することを求められた場合には協議して対応する。

オ. 下請取引の適正化

運送契約の相手方の物流事業者（元請事業者）に対し、下請に出す場合、ア. からエ. について対応することを求めるとともに、多重下請構造が適正な運賃・料金の収受を妨げる一因となることから、特段の事情なく多重下請による運送が発生しないよう留意する。

(2) 実施が推奨される事項

ア. 物流事業者との協議

運賃と料金を含む運送契約の条件に関して、物流事業者に対して協議の場を設けるよう努める。

イ. 高速道路の利用

トラック運転者の拘束時間を削減するため、高速道路を必要に応じて活用する。また、物流事業者から高速道路の利用と料金の負担について相談があった場合は、協議に応じ、高速道路の利用に係る費用については、実費又は運賃・料金に反映して支払う。

ウ. 運送契約の相手方の選定

契約する物流事業者を選定する場合には、関係法令の順守状況を考慮するとともに、働き方改革や輸送の安全性の向上等に取り組む物流事業者と積極的に活用する。

3. 輸送・荷役作業等の安全の確保に関する取組事項

(1) 実施が必要な事項

ア. 異常気象時等の運行の中止・中断等

台風、豪雨、豪雪等の異常気象が発生した際やその発生が見込まれる際には、無理な運行依頼を行わない。また、運転者等の安全を確保するため、物流事業者が運行の中止・中断等が必要と判断した場合は、その判断を尊重する。

(2) 実施が推奨される事項

ア. 荷役作業時の安全対策

荷役作業を行う場合には、労働災害の発生を防止するために、安全な作業手順の明示等の対策を講じるとともに、事故が発生した場合は関係者間で協議の上、損害賠償責任を明確化する。

4. 本計画の改廃については会長決裁とする。